

議案第 32 号

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する
条例について

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例(平成 22 年橋本市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

	改正後	改正前
(開館時間等)	(開館時間等)	
第 6 条 略	第 6 条 略	2 ひとつ紀館の浴場(以下「浴場」という。)の利用時間は、午後 1 時から午後 9 時までとする。ただし、日曜日及び祝日の浴場の利用時間は、午後 1 時から午後 9 時までとする。
別表 (第 8 条関係)	別表 (第 8 条関係)	(単位：円)
区分	浴場使用料	浴場使用料
一般(中学生以上)	278	239
小人(3歳以上小学生以下)	139	124
本市及び伊都郡在住の 70 歳以上の者	186	124

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。